

令和5年12月21日

復興大臣

土屋 品子 殿

福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けた申し入れ

自由民主党東日本大震災復興加速化本部

本部長 根本 匠

公明党東日本大震災復興加速化本部

本部長 赤羽 一嘉

我々は、福島における原子力事故災害が、わが国が過去に全く経験したことが無い、きわめて厳しい事態をもたらし、福島の生活基盤や産業社会の根底を揺るがす重大な影響を与えたことを改めて重く受け止め、「東日本大震災復興加速化のための第11次提言」（令和4年9月6日 自由民主党、公明党）において、中間指針の見直しも含めた賠償のあり方についての検討を求める被害者の方々の声をしっかり受け止めて、真摯に対応するよう国に対して求めてきた。その後、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補」（令和4年12月20日 原子力損害賠償紛争審査会）が策定されたが、地元からの切実な要望の声を重く受け止め、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補の策定に係る申し入れ」（令和4年12月20日 自由民主党、公明党）において、中間指針第五次追補を踏まえ、東京電力に対しては、迅速かつ着実な賠償、国に対しては東京電力が適切な対応を行うよう指導するとともに、賠償を着実に実施できるよう財源確保のための措置を必要に応じ適切に講じることを求めてきたところである。

その後、ALPS処理水の海洋放出以降の中国等による輸入規制強化により、安全対策・風評対策・なりわい継続支援策を講じてもなお発生した損害への迅速かつ適切な賠償が求められている。

また、住宅確保損害に係る賠償も進んできている。

さらに、平成29年5月に福島復興再生特別措置法（以下、福島特措法という。）が改正され、将来にわたって居住を制限することを原則とされてきた帰還困難区域内に、居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となり、除染作業等が進められてきた。また、令和5年6月には福島特措法が改正され、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されたところ、それぞれの区域の除染等事業に伴う除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入・処理等への対応が必要となっている。

こうした中、今般、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による検証において、東京電力への必要な資金援助額が、令和6年度以降、現在の交付国債の発行限度額である13.5兆円を超過する見通しが示された。

今後とも、変わらず復興を加速させていくためには、東京電力による迅速かつ着実な賠償等を実施するとともに、除染等事業により発生する除去土壌等の安全かつ着実な中間貯蔵施設への搬入・処理等が必要不可欠であるため、国及び東京電力に対し、それぞれの担うべき役割を引き続き果たしつつ、以下の対応に取り組むよう、申し入れる。

1. 国が行うべき対応

国は、東京電力が迅速かつ着実に賠償を行うよう指導するとともに、国自らがその責務を担っている中間貯蔵施設事業を着実に行うこと。加えて、賠償及び中間貯蔵施設事業を着実に行うことができるよう、財源確保のための措置を適切に講じること。

2. 東京電力が行うべき対応

東京電力は、迅速かつ着実な賠償を実施するとともに、その資金の安定的な捻出のため、不断の経営改革に努めること。